

令和5年1月19日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

議会運営委員会

委員長 富 永 三 千 敏

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和5年第1回魚沼市議会定例会の運営について
(2) 魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
(3) 魚沼市議会委員会条例の一部改正について
(4) 議会パソコン及びペーパーレス会議システムの課題等について
(5) その他

- 2 調査の経過 1月19日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
令和5年第1回魚沼市議会定例会の運営について、招集期日は市長提案のとおり2月21日とし、会期は3月23日までの31日間とした。
審議予定については、別紙「令和5年第1回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表」のとおりとした。
一般質問の取扱いについては、別紙「令和5年第1回(2月)定例会一般質問の取扱いについて」のとおりとし、通告期限は、2月27日正午とした。通告については、簡潔に記載することとした。
魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、魚沼市議会委員会条例の一部改正については事務局から説明を受け質疑を行い、再度協議することとした。
議会パソコン及びペーパーレス会議システムの課題等について協議した。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

- (1) 令和5年第1回魚沼市議会定例会の運営について
- (2) 魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- (3) 魚沼市議会委員会条例の一部改正について
- (4) 議会パソコン及びペーパーレス会議システムの課題等について
- (5) その他

2 日 時 令和5年1月19日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 大桃俊彦、大平恭児、富永三千敏、志田 貢、渡辺一美、佐藤 肇、森島守人（関矢孝夫議長）

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 佐藤議会事務局長、和田議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

富永委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。これより議事に入ります。

(1) 令和5年第1回魚沼市議会定例会の運営について

富永委員長 日程第1、令和5年第1回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1) 招集期日について、執行部から説明を願います。

内田市長 招集期日につきましては、2月21日でお願いしたいと思います。

富永委員長 ただいま説明があった招集期日について、ご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、招集期日については、提案のとおり2月21日と決定いたしました。

佐藤議会事務局長 今ほど2月21日ということで決めていただきました。現在、非常にコロナ感染が増えておりまして、市議会議員につきましても、年末から今にかけてかなりの方が感染をしております。やはり定足数に達しなければ初日が成立しない、会期自体が流れ

る、第1回定例会が流れるということになりますので、皆さん方から健康について留意いただいて、健康管理をお願いします。また、自治法の改正によりまして、告示した後に、例えば災害等によって非常に開会が困難な場合につきましては変更できるということになりましたが、開会がわからない状態では、変更は非常に難しく、これを運用するということは災害等に限るのかなと思っておりますので、特に、健康管理をよろしくをお願いします。

富永委員長 局長の説明のとおり、健康に注意されて初日には皆さん出席できるようにお願いします。続きまして、(2) 会期及び会議予定について、議会事務局長に説明を求めます。
佐藤議会事務局長 (資料「令和5年第1回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表(案)」により説明)

富永委員長 お諮りします。会期については2月21日から3月23日までの31日間とし、会議予定は令和5年第1回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表(案)のとおりとすることで、ご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、会期は2月21日から3月23日までの31日間とし、会議予定は別紙、令和5年第1回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表(案)のとおりとすることに決定いたしました。

次に、(3) 一般質問について、議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 (資料「令和5年第1回(2月)定例会一般質問の取扱いについて(案)」により説明) 補足説明として、通告書の様式どおりに出てこない方もいらっしゃいますので、様式に沿った通告をお願いします。また、詳細の数値を求める場合は通告に記入し、提出するようお願いしております。また、通告についてですが、今通告の文書が非常に長くなっていて、質問までの説明が長く読むのに時間がかかります。質問についても要点を絞っていただきたいと思います。なるべく、わかりやすい表現で短くしていただくようお願いいたします。

富永委員長 ただいまの説明について質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

渡辺委員 質問を簡単にするというのは、私も前々からそのほうがいいなと思っているんです。なぜ長くなってしまふかという、うちは執行部との事前のやりとりというんでしょうか、それがなくて、そうすると何を質問したいかというところをしっかりと伝えたいがために長文で、ある意味本当に当日の原稿に近い形で書かざるを得ないというところがあります。ほかの市では、質問の通告文は本当に簡略的に書いてあり、その代わり執行部としっかりと、質疑の内容について打ち合わせる時間を持っているという議会もあるようです。そのあたりを検討しないと、短く書いておけば、執行部から確認はとるのでしょけれど、そこをどう捉えるかというところがあるかと思えます。

富永委員長 そのことに関して、自分も議会運営委員長になってから通告期限の日の朝、議長と一緒に通告文を確認させてもらっています。今渡辺委員の言われたように長い文章をそのままそっくり傍聴者に渡すということにすると、じっくり読めば多分わかるんだろうけど、長く、理解が難しいと思うので、できるだけ簡略に書いてもらって、執行部に真意を伝えたいという議員は、別にそれを執行部に渡してもらえばいいのかなと私は思います。
しばらくの間、休憩します。

休 憩 (10:09)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10:12)

富永委員長 休憩を解き、会議を再開します。

渡辺委員 簡略的な通告だけにし、その後、自分の原稿を作り上げて、翌日なりに再提出するのか、それとも執行部から呼び出されるのを待つのか、いかがでしょうか。

富永委員長 できるだけ短くて、なおかつ分かりやすい通告にさせていただきたいと思います。

渡辺委員 そうだとすれば別紙を付けるということでどうでしょうか。

森島委員 議員は議会だより用に要約して出すわけですので、今言ったように、ある程度起承転結をきちんとまとめた中で質問の項目を出せばいいんじゃないかなと思います。前後も多少はあろうと思いますけれども、長文についてはそのまま通告とせず、簡潔にしたほうがいいんじゃないかなと思います。そして、詳細についての補足的な説明があるのであれば、その日に当局側に渡すようにすべきだと思います。そうしないと当局側も大変だろうと思います。それで当局側は今度はその質問者に対してこのところはということなんでしょうかというやはり聞くことも私は大事なことだろうと思いますので、そのような形でまとめていただければよろしいかと思います。

富永委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ、質疑を終結します。そのほか関連して意見はございませんか。(なし) なければ、別紙とあわせるとし、質疑通告は簡略する方向でこれから進めていくことにご異議ありませんか。(異議なし) では、そのように決定しました。

このあとの日程は、主に、議会内部の調整等になりますので、ここで、執行部で報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければ、これで執行部からは退席願うこととしたと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) それでは、執行部で協議、報告事項はありますか。

内田市長 ございませぬ。

富永委員長 議員の皆様から執行部に対し何かありませんか。

森島委員 鳥インフルエンザ対応、大変お疲れ様でした。60名もの職員動員があったということですが、全て1日で終わったということですか、教えてください

桑原総務政策部長 鳥インフルエンザの対応につきまして経過を申し上げますと、1月13日に要請があり、翌日の1月14日朝から16日まで3日間にわたり職員を派遣しました。県の対応につきましても全体の作業後、処分については15日に終わったわけなんですけど、その後の処理も含めた中で16日まで本市については対応させていただいたということがございます。当初、17日までの予定で60人ということで予定をしたのですが、今ほど申し上げたように繰り上げましたので、実質人数については、48人ございます。

富永委員長 ほかにありませんか。(なし) なければこれで執行部からは退席いただきます。

(2) 魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

富永委員長 日程第2、魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 この条例制定の趣旨ですが、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から個人情報保護制度の法体系が変更になります。市議会が保有する個人情報につきましては、12月議会で市の個人情報保護条例が制定されたところである程度の説明はされましたが、条例で保護された部分が法体系が変更となりますと、市のほうは法に準拠ということになります。市議会のほうは基本的に法の適用から外れることとなります。そのために、今までのように市の個人情報保護条例に準じということができず、市議会独自に個人情報保護条例を制定しなければならないことになっています。基本的には法に沿った形になりますので、全国共通的に個人情報が保護されるということとなります。市議会としては、どういうふうになるかということですが、条例を制定し、魚沼市議会の扱う個人情報についてはその条例で取扱いを行うこととなります。資料により説明させていただきます。（「資料「魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例」、「全国市議会議長会 改正後個人情報保護法の対照表」により説明）

富永委員長 ここでしばらくの間、休憩します。

休 憩（10：25）

休憩中に懇談的に意見交換

再 開（10：34）

富永委員長 休憩を解き、会議を再開します。この条例の制定については、全国市議会議長会から参考に示されている、改正後個人情報保護法と一般市の条例案の対照表を求めるととし、各会派で今一度検討していただき、その後、この委員会で協議することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認め、そのように決定しました。

(3) 魚沼市議会委員会条例の一部改正について

富永委員長 日程第3、魚沼市議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 2常任委員会を3常任委員会にする、それを条例上どういうふうにするかという案を今回初めてご確認いただきます。（「魚沼市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）」により説明）

富永委員長 いまほどの説明について質疑はありますか。（なし）なしと認めます。これで質疑を終結します。この条例改正についても各会派に検討してもらって、もう一度この委員会で協議することにご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認め、そのように決定しました。

(4) 議会パソコン及びペーパーレス会議システムの課題等について

富永委員長 日程第4、議会パソコン及びペーパーレス会議システムの課題等についてを議題とします。議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長 (資料「議会パソコン及びペーパーレス会議システム課題等」により説明)

富永委員長 ここでしばらくの間、休憩します。

休 憩 (10:42)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10:56)

富永委員長 休憩を解き、会議を再開します。提出された課題等について及び、今後のペーパーレス会議への対応は、別添とすることでご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。また、使用についての注意点を再度まとめ、周知させていただくことにします。

(5) その他

富永委員長 日程第5、その他を議題とします。委員の皆さんから協議事項等はございますか。(なし) ないようですので、今日の会議についてはこれで閉会といたします。第1回定例会にかかる市長提出事件等についての審議は、2月14日、火曜日10時に開催をいたしますので、日程の調整をよろしくお願ひしたいと思います。本日の会議録については、委員長に一任をお願いいたします。これで閉会いたします。お疲れ様でした。

閉 会 (11:01)